



佐賀県公報

平成17年
8月26日
(金曜日)
第12648号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規則

◎佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (二一一・農山漁村課) 一

告示

○道路の区域の変更 (四五八・道路課) 一

○道路の供用開始 (四五九・") 二

◎指定金融機関等の指定の一部改正 (四六〇・会計課) 二

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 二

○県営本多久地区土地改良事業計画変更決定 (農地整備課) 三

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 三

公布された規則のあらまし

○佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則(第一一一号)

1 国際航海に従事する船舶の出入港届出については、規則に規定する様式に代えて、漁港漁場整備法施行規則第八条の二に規定する様式によることとした。(第五条関係)

2 この規則は、平成一七年一月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月二十六日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第百一十一号

佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県漁港管理条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶については、別記様式第八号に代えて、漁港漁場整備法施行規則(昭和二十六年農林省令第四十七号)第八条の二に規定する様式によるものとする。

附則

この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。

○告示

◎佐賀県告示第四百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月二十六日から平成十七年九月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路		の		区 域	
	区 間	変更前 の別	幅員 メートル	延長 メートル	前	後
一般国道 二〇四号	唐津市二夕子二丁目五一一番一 地先から 唐津市西唐津一丁目六一番一 二五地先まで	後	一八・二 一八・二	二二八・七	前	後
	唐津市西唐津一丁目六一五四番 六地先から 唐津市西唐津三丁目六四〇八番 八地先まで	後	三九・五 一二・〇	二八四・四	前	後
	唐津市西唐津一丁目六一五四番 六地先から	前	一〇・七	二八〇・八	前	後
	唐津市西唐津三丁目六四〇八番 八地先まで	前	八・五		前	後

◎佐賀県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月二十六日から平成十七年九月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間		供用開始の期日
	前	後	
一般国道 二〇四号	唐津市二夕子二丁目五一一番一地先から 唐津市西唐津一丁目六一番二五地先まで	唐津市西唐津一丁目六一番一 二五地先まで	平成一七・八・二六
	唐津市西唐津一丁目六一五四番六地先から 唐津市西唐津三丁目六四〇八番八地先まで		

◎佐賀県告示第四百六十号

指定金融機関等の指定（平成十三年佐賀県告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

三の表中「及び母子寡婦福祉資金償還金の収納事務」を、「母子寡婦福祉資金償還金及び育英資金返還金の収納事務（育英資金返還金は自動振込による収納事務に限る。）」に改める。

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成十七年10月12日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年8月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日

平成17年8月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人スポーツやま
- (2) 代表者の氏名 植村 好康
- (3) 主たる事務所の所在地 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦163番地15
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢化社会を迎え更に少子化が進む現在、子どもから

高齢者までスポーツを愛する人々に対して、スポーツを通じて積極的に健康を維持し、情報化機器を活用した、地域社会に貢献できるスポーツに関する事業を行い、地域の発展・活性化に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 ほ場整備）本多久地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年10月12日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成17年8月26日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 ほ場整備）本多久地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年8月29日から平成17年9月27日まで

3 縦覧の場所

多久市役所

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年8月26日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	指 定 位 置	指定年月日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
9	唐津市鏡字久木5550番4、5550番6、5560番5及び5560番6	平成17年8月15日	4.37～5.70	29.68

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事 古川 康
平成十七年八月二十六日印刷及び発行

印刷所 毎週月水金曜日
株古川総合印刷